

第2次長野県消費生活基本計画等の答申素案に対するご意見と審議会の考え方

(事務局)県民文化部くらし安全・消費生活課

- 1 募集期間 平成29年10月17日(火)から11月2日(金)まで
- 2 件数 5件
- 3 お寄せいただいたご意見と県の考え方

	お寄せいただいたご意見等の概要	県・審議会の考え方(対応等)																									
1	<p>①P3～p4 (2)ア①                      特殊詐欺被害認知件数のみが「表」になっているが、被害額の減少及び被害阻止件数の増加を本文で謳っているものの、表が無いと説得力に乏しい。</p> <p>②P4 ③割賦販売                      定期的な立入検査の具体的な数は？</p> <p>③P5(3)ア                      高齢者見守りネットワークを構成する者に「消費生活サポーター」を加えたらどうか（被害未然防止に貢献した事例もあるようですから）。</p> <p>④P11～                      新社会人への消費者教育を加えられないものか？</p> <p>⑤P17 Ⅲ3                      単に「見守りネットワーク」と記されているが、「高齢者見守りネットワーク」との使い分け基準があるのか？</p>	<p>①被害額及び阻止件数の記載について追加します。なお、実績は下表のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="1153 534 2027 694"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成25年</th> <th>平成26年</th> <th>平成27年</th> <th>平成28年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害額(千円)</td> <td>1,088,819</td> <td>1,029,809</td> <td>805,615</td> <td>489,525</td> </tr> <tr> <td>阻止件数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>330</td> <td>355</td> </tr> </tbody> </table> <p>②下表のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="1153 774 2049 885"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ネットワークは地域の実情によって構成員を決めるため、代表的な例を記載しています。</p> <p>④新社会人への消費者教育は重要であると認識していますが、11ページは現状を記載した部分であり、15ページ⑤において、若年者に対する職域での消費者教育・啓発に取り組むことを県に求めます。</p> <p>⑤使い分け基準はありません。「高齢者見守りネットワーク」で統一します。</p>		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	被害額(千円)	1,088,819	1,029,809	805,615	489,525	阻止件数	—	—	330	355		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	件数	2	2	1	2
	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年																							
被害額(千円)	1,088,819	1,029,809	805,615	489,525																							
阻止件数	—	—	330	355																							
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度																							
件数	2	2	1	2																							

	お寄せいただいたご意見等の概要	県・審議会の考え方(対応等)
1	<p>⑥P19 参加と協働 消費生活サポーターを記載することには無理があるか？（時期尚早？）</p> <p>⑦P20 県民の皆様へ 仮に【消費生活サポーターへの登録を推進しましょう！】項目の追加は無理があるか？（時期尚早？）</p>	<p>⑥⑦現在、県において消費生活サポーターの活動のあり方や募集方法等について検討中のため、今の段階での記載は行わない予定です。</p>
2	<p>①P14 エシカル消費の啓発 「エシカル消費」(倫理的消費)という言葉の啓発とともに、皆が幸せになる「持続可能な社会」、皆がつくる「地球と人にやさしい社会」の実現に向けてこのような取組を進めることは極めて有意義であると考えている。 消費者だけでなく、このような取組をする企業等について、応援する仕組みを作ればさらに効果的と思う。</p> <p>②P16 適格消費者団体の設立について 県としてこのような新しい団体を支援することにより消費者問題への対応能力の向上を図る必要があると考える。積極的な支援を期待する。</p>	<p>①「エシカル消費」の県民への浸透状況に注視しながら、人・社会・環境に配慮した生産等に取り組む事業者に対する支援を検討するよう、県に求めます。</p> <p>②ご意見のとおり、県に対し積極的な支援を求めます。</p>
3	<p>①P14 エシカル消費の啓発について 「エシカル」という言葉はわかりづらいとの声を聴く。「エシカル」の言葉を広める努力は継続しながら、「今までの消費活動を活かしながら地球環境・生産現場や流通にも目を向けて考える」「生産や流通現場に目を向け、配慮した消費活動」などの言いかえの活用も検討すること。</p> <p>②P15 消費者被害認知件数半減について 認知件数は県民への啓発が進んだため表面化し増加した面もあり、被害金額が大幅に減っているため、その点について積極的な評価(金融機関の協力・全県的な連携)を行う必要がある。</p>	<p>①「エシカル消費」の考え方の一つに、「商品・サービスが消費者にたどり着くまでの生産過程から廃棄過程までを可視化し、そこまでを配慮する消費活動」とするものもあります。啓発にあたっては、具体的に、丁寧に行うよう県に求めます。</p> <p>②P3 現状に記載のとおり、県民一丸となった啓発等により現在の状況に至っていると考えています。引き続き、県に対し被害防止に向けた体制構築と活動を求めます。</p>

	お寄せいただいたご意見等の概要	県・審議会の考え方(対応等)
3	<p>③高齢者見守りネットワークについて  高齢者の消費者被害防止見守りネットワークはこれからの課題と認識。市町村での問題意識は高まっているが、実効性のあるネットワークづくりには先進事例の共有など、市町村担当者がイメージできる支援が不可欠。引き続き重視するとともに、福祉行政との連携を具体的に考える必要がある。</p> <p>④若年者への消費者教育推進について  成人年齢の引き下げが論議される中で時期を得た課題と評価。一方この問題の重要性が以前より指摘されていたにも関わらず進まなかったのは教育委員会との連携がうまく組み立てられなかったからと思われる。特に学校現場（小・中・高）の教師と教員養成の大学・学部、教育委員会で継続的に消費者教育の進め方の実践研究を行う研究組織の立ち上げなど、サポートも併せて提案していかないと疲弊した教育現場に受け入れてもらうのは難しいとも考える。この点では行政以外のNPOなどの協力、連携を進めていく必要があると考える。  また若年層の親世代への働きかけも重要で、PTA等との連携も検討していく必要があると思う。</p> <p>⑤消費生活サポーターについて  300人を超え登録できたことは評価できるがまだ不足している。また活動の場も、市町村行政との連携も一部の消費生活サポーターを除くと不十分。  消費者教育の担い手として期待できるサポーター制度であり、引き続き重視してほしい。</p>	<p>③ネットワーク構築を支援するため、情報提供や技術的支援の継続を県に求めるとともに、市町村に対して福祉行政と連携を図るよう県からの働きかけを求めます。</p> <p>④若年者への消費者教育については、教員や教員養成大学・学部、教育委員会等との連携が重要であり、更なる連携を図るよう県に求めます。  また、PTA等との連携についても検討するよう県に求めます。</p> <p>⑤P15の記載のとおり、地域や職域における消費生活サポーターは重要な役割を担っていますので、サポーターの活用や市町村との連携を図ることについて、県に求めます。</p>

	お寄せいただいたご意見等の概要	県・審議会の考え方(対応等)
3	<p>⑥外国人・障害者への啓発について 大切な視点だと思うが消費者団体としてはどのように関わったら良いかイメージがない。より具体化されることを望む。</p> <p>⑦適格消費者団体設立について 適格消費者団体は消費者被害の未然防止、公共的な市場監視の目として大いに期待できる組織であり、計画の中で位置づけると共に、連携を進めてほしい。</p> <p>⑧消費生活センターについて 全ての市で消費生活センターが設置され、また大町、茅野、今後長野でも広域での消費生活センター運営も始まる予定。今後は他地区での対応が重要となる。市町村センターでの人口カバー率100%の目標を堅持し、重点的な取り組みを望む。また広域連携での課題も分析し、対応を進めてください。</p> <p>⑨その他 長野県での公民館活動や高齢者向け講座を行っている団体など県内の様々な啓発組織と消費者教育をテーマに結びつく事が可能だと考えられるので、計画でも積極的に位置づけてほしい。</p> <p>⑩その他 市町村の消費者自主組織(消費者の会など)は地域の消費者教育や様々な活動を推進する上で大きな役割を担っています。この自主組織の継続発展を図る視点も検討いただきたいと思います。</p>	<p>⑥どのような対応が可能か当事者や関係部局と検討し、具体化するよう県に求めます。</p> <p>⑦ご意見のとおり、連携を図るよう県に求めます。</p> <p>⑧広域連携による設置を含め全市町村に消費生活センターが設置されるよう市町村に対する働きかけること及び広域設置の消費生活センターの課題等を分析することについて県に求めます。</p> <p>⑨⑩消費者教育・啓発を実施している団体の活動を活性化するよう県に求めます。</p>

	お寄せいただいたご意見等の概要	県・審議会の考え方(対応等)
4	<p>①P14 エシカル消費の啓発 持続可能な開発目標（SDG s）の推進にあたり、「エシカル消費」の啓発を課題として取り上げたことを評価する。“SDG s”や“エシカル消費”という言葉自体の消費者への周知が重要な取組となる。ただし、その表現自体にしばられることなく、「人・社会・環境」や「地域」「健康」など長野県らしさを加えて、より身近なこととして捉えられるような取組を希望する。</p> <p>②P15 高齢者見守りネットワークの構築について 高齢者見守りネットワークの構築は、喫緊の課題であり、市町村での問題意識は高いものと思われるが、実効性のあるネットワークづくりのための支援が重要と考える。また、消費生活相談や特殊詐欺被害に限らず、福祉行政との連携も見据えてのネットワークの構築を希望する。</p> <p>③P15 若年者への消費者教育の推進について 将来を担う子どもたちが、これから消費者トラブルに巻き込まれないよう、児童・生徒への消費者教育を各段階において体系的・意識的に実施されることを希望する。特に、子どもの貧困にもつながる問題でもあることから、貧困の連鎖を断ち切るためにも、児童を対象とした“お金の使い方”も含めた教育の推進を希望します。</p> <p>④P15 消費生活サポーターの活用について これまでの消費生活基本計画では、最重点目標「特殊詐欺被害認知件数の半減」を掲げ、消費生活サポーターも重要な役割として捉え、取組みを進め、300人を超える認定がされたことは大いに評価する。 地域における消費者教育・啓発の担い手となる消費生活サポーターだ</p>	<p>①「エシカル消費」「SDG s」の啓発にあたっては、説明を加えるなど具体的、丁寧な啓発をするよう県に求めます。また、「地域」「健康」を「エシカル消費」の考え方に加えるよう県に求めます。</p> <p>②ネットワーク構築を支援するため、情報提供や技術的支援の継続を県に求めるとともに、市町村に対して福祉行政と連携を図るよう県からの働きかけを求めます。</p> <p>③子供たちの生きる力を育むため、児童生徒への体系的・意識的な消費者教育が重要であり、金銭教育を含めて、児童生徒に対する消費者教育・啓発を実施するよう県に求めます。</p> <p>④県や市町村と連携して地域や職域において迅速な情報提供を行い、高齢者見守り活動にも参加できる消費生活サポーターの養成を検討するよう、県に求めます。</p>

	お寄せいただいたご意見等の概要	県・審議会の考え方(対応等)
4	<p>が、引き続き消費者被害を中心としながらもそれだけに限らず、消費・生活というワードを念頭におき、様々な力を地域で発揮するために、多岐にわたった情報提供と学習の機会を工夫されることを希望する。</p> <p>⑤P17 施策推進の基本方針 消費者教育推進法でも定義されている「消費者市民社会」は、持続可能な社会の形成のための重要なワードであり、基本理念として「消費者市民社会」を加筆されることを希望する。</p> <p>⑥P20 県民の皆様へ 「消費者市民社会」は、まさに消費者自身が持続可能な社会の形成に積極的に参加することが求められており、そのために消費者教育をより実践的なものとして捉える必要がある。消費者被害に限らず、消費者自身が“選ぶ側の責任”を自覚できるような啓発活動を、消費者団体等とともに取り組むことを希望する。</p> <p>⑦P21 事業者団体の皆様へ エシカル消費については、企業側の“グリーンウォッシュ（環境偽装表示・広告）”を防止するための知識や情報も重要になる。消費者の誤解をまねかない、明確かつ正確な表示（主張）になっているか等、行政としても問題意識をもち、TVCMなどによる誇大になりがちな表示に、消費者が惑わされることがないように関係各位との連携も含めて取り組むことを希望する。</p>	<p>⑤⑥「消費者市民社会」は、消費者教育推進法第2条で「消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼしうるものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会をいう。」とされています。「エシカル消費」は、「消費者市民社会」の実現のための取組の一つであり、審議会の考え方を明確に、具体的に表現するため、「エシカル消費による持続可能な社会の実現」と表現していきたいと考えます。また、県や消費者団体との協働による啓発活動の実施に加え、P20・21に記載</p> <p>のとおり、県民一丸となって取り組むよう呼びかけます。</p> <p>⑦国及び県表示担当課が情報の共有・連携を図りながら、不適切な表示に対する事業者指導を徹底するよう県に求めます。</p>

	お寄せいただいたご意見等の概要	県・審議会の考え方(対応等)
5	<p>①個人情報不正に利用、流用されない様に注意を喚起すること。</p> <p>②法規を守らない事業者は社会から排除する必要がある。違反した法に罰則規定が無い場合もあり、罰則があってもその適用だけでは不十分な場合が大半だが、行政が独自の罰則を科すことは困難。 しかし、優遇措置（入札資格、購入先、様々な指定、情報掲載）などを行政の裁量で取り消すことは比較的容易と思うので、包括的な規約を定めてほしい。 例えば県の指定制度があれば、それを取消すなど。これはブランドを守るという点でも必要。 一方、努力している事業者への優遇措置や紹介を行うこと。</p> <p>③主に食品の安全についての情報提供を推進すること。  (ア)遺伝子組み換え  (イ)農薬  (ウ)放射能汚染検査  また、産地、生産方式（例えば鶏の飼育方法）、餌、その他の情報のトレーサビリティを強化する様に求めること。</p> <p>④農作物の安全性を高める様に県内外の農家に働きかけ、県内については達成時期と数値目標を明らかにする様に求めて下さい。  (ア)有機農業  (イ)減農薬  (ウ)非遺伝子組み換え  (エ)種子の自家採取</p>	<p>①個人情報保護法、長野県個人情報保護条例等に基づき、個人情報の不正利用・流用がないよう、県に伝えます。</p> <p>②罰則規定がない法令違反事業者に対する不利益取扱を定める包括的な規約を県に求めることは困難と考えます。 また、法令は全ての事業者が順守すべきものであり、全ての事業者に対し優遇措置等を行うことはできませんが、県政推進のため必要な施策を講じるよう県に伝えます。</p> <p>③ご意見のとおり食品の安全に関する情報提供やトレーサビリティは重要と考えますので、県に求めます。</p> <p>④農作物の安全性を高めるよう県内の農家に働きかけることを県に求めます。(ア)以降の事項に関する達成時期と数値目標は、県の施策推進に連動する事項ですので、この趣旨を県関係部に伝え、検討を求めます。</p>

	お寄せいただいたご意見等の概要	県・審議会の考え方(対応等)
5	<p>(f)飼料の国産調達、抗生物質などの不使用、牧草・穀物以外の不使用</p> <p>(g)地産地消、地消地産</p> <p>⑤CSR（企業の社会的責任 ISO26000）は本業で行うのが基本であることを広めてほしい。製品やサービスの質はもちろん、環境、人権、などが含まれる。特にサプライチェーンまで責任を持たなければならないことを指摘すること。下記はその一部です。</p> <p>(ア)障害者雇用率</p> <p>(イ)男女平等、多様性</p> <p>(ウ)労働者の職場環境（外国人実習生を含む）</p> <p>(エ)ユニバーサルデザイン</p> <p>(オ)環境配慮（参考1）</p> <p>(カ)地産地消</p> <p>(キ)認証パームオイル使用</p> <p>(ク)化粧品の動物実験廃止（参考2）</p> <p>(ケ)フェアトレード （参考1） FSC 認証のコピー用紙なども環境配慮の例です。 （参考2） 国内メーカーは廃止に向かっていますが、キャンペーンを行うほど積極的ではありません。</p> <p>⑥商品寿命の長期化をメーカーと国に求めること。国産メーカーの場合、国の部品保持期間に合わせた短寿命の製品開発を行っているが、欧米には世代を超えて使われている製品もある。</p>	<p>⑤エシカル消費を供給の面から支えるため、商品・サービスを提供する事業者に対しても、消費者の志向を把握し、人・社会・環境に配慮した生産に取り組むよう啓発に努める必要があると考えますので、県に伝えま</p> <p>す。</p> <p>⑥商品寿命の長期化が一概に環境に配慮されているとはいいがたいものの、エシカル消費の考え方につながる部分もあることから、エシカル消費の考え方の啓発など必要な施策に取り組むよう県に検討を求めます。</p>



	お寄せいただいたご意見等の概要	県・審議会の考え方(対応等)
5	<p>性能や機能が画期的に向上しない限り製品が使える、修理できる、消耗品が入手できる、ということは消費者にとってもメーカーにとっても利点がある。</p> <p>⑦安全性が疑われる場合は、情報を公開すると共に、積極的に予防原則を適用すべき。県は、国に要望すると共に、国内外の情報を集め、可能であれば分析や試験をすること。そのための体制の整備も必要。</p> <p>国の基準に違反していないから何もしない、できない、ということでは県民を守れない。</p> <p>(注1)かつて安全だと考えられていたものに問題があった典型例はアスベストである。農薬については日本は使用量が多すぎるだけでなく、ヨーロッパで使用停止になっているネオニコチノイド系の使用を増やそうとしている。一方で天敵を利用した生物農薬は普及していない。</p> <p>⑧原発の利用に反対すること。安全な原発は存在せず、「安全対策を除外しても」経費が安くないことは明らかである。日本列島の成立過程を考えれば、日本には原発適地も最終処分場可能地もない。</p> <p>⑨車の利用を減らす社会の実現を明確にすること。</p> <p>⑩消費者教育を抜本的に変えること。</p> <p>(ア)一方的に教え込む伝統的アプローチではなく進歩的アプローチとする。</p> <p>(イ)上記各項目で取り上げた項目、および、下記項目を対象とする。</p>	<p>⑦安全性が疑われる商品・サービスについては、県内外の情報を収集し、可能な場合は分析・試験を行うよう、分析等が不可能な場合は速やかに国に情報提供・分析等実施依頼をするよう県に伝えます。</p> <p>⑧原発利用については国のエネルギー施策に密接に関連する事項であり、当審議会の答申案には記載しません。</p> <p>⑨車の利用を減らす社会の実現については、地球温暖化防止の観点や環境への配慮というエシカル消費の観点からも重要と考えますので、必要な施策に取り組むよう県に検討を求めます。</p> <p>⑩学習指導要領に基づき、各学校の児童・生徒の実態に合わせて行われていますので、この趣旨を県教育委員会に伝え、こうした項目を組み入れられるかどうか検討を求めます。</p>

	お寄せいただいたご意見等の概要	県・審議会の考え方(対応等)																								
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新自由主義、グローバリゼーション、TPP</li> <li>・SDGs</li> <li>・CSR と人権</li> <li>・ディーセント・ワーク</li> </ul> <p>(ウ)それ以外のテーマ（例：木質バイオマス・エネルギー利用）について</p> <p>は自治体職員や県内外の専門家を招いたり上映会を行ったり、また、自分たちで勉強会が行える様に、費用の助成や情報提供、職員派遣などを行う。</p> <p>なお、県立図書館の蔵書を大幅に増やす必要がある。</p> <p>※「伝統的アプローチ／進歩的アプローチ」の例</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">市民性に関する教育</td> <td>／市民性のための、市民性を通じた教育</td> </tr> <tr> <td>社会秩序の再生産</td> <td>／変化への転換・適応</td> </tr> <tr> <td>服従・追従</td> <td>／行動並びに市民的社会参加</td> </tr> <tr> <td>内容重視</td> <td>／過程重視</td> </tr> <tr> <td>知識基盤型</td> <td>／原理基盤型</td> </tr> <tr> <td>講義による伝達</td> <td>／双方向的アプローチ・批判的解釈</td> </tr> <tr> <td>教師主導型アプローチ</td> <td>／生徒主導型アプローチ</td> </tr> <tr> <td>試験中心型</td> <td>／全人的発達</td> </tr> <tr> <td>教科書主導型の学習環境</td> <td>／マルチメディア活用型の学習環境</td> </tr> <tr> <td>教科の知識</td> <td>／生涯学習のためのスキル</td> </tr> <tr> <td>模倣</td> <td>／創造</td> </tr> <tr> <td>近代的な教授法</td> <td>／未来志向の教授法</td> </tr> </table>	市民性に関する教育	／市民性のための、市民性を通じた教育	社会秩序の再生産	／変化への転換・適応	服従・追従	／行動並びに市民的社会参加	内容重視	／過程重視	知識基盤型	／原理基盤型	講義による伝達	／双方向的アプローチ・批判的解釈	教師主導型アプローチ	／生徒主導型アプローチ	試験中心型	／全人的発達	教科書主導型の学習環境	／マルチメディア活用型の学習環境	教科の知識	／生涯学習のためのスキル	模倣	／創造	近代的な教授法	／未来志向の教授法	
市民性に関する教育	／市民性のための、市民性を通じた教育																									
社会秩序の再生産	／変化への転換・適応																									
服従・追従	／行動並びに市民的社会参加																									
内容重視	／過程重視																									
知識基盤型	／原理基盤型																									
講義による伝達	／双方向的アプローチ・批判的解釈																									
教師主導型アプローチ	／生徒主導型アプローチ																									
試験中心型	／全人的発達																									
教科書主導型の学習環境	／マルチメディア活用型の学習環境																									
教科の知識	／生涯学習のためのスキル																									
模倣	／創造																									
近代的な教授法	／未来志向の教授法																									